

●伊達市内に救急受け入れをしてくれる病院を増やしてほしい

伊達市、伊達郡内で休日及び夜間の救急外来を行っている医療機関は、救急告示病院である北福島医療センター、公立藤田総合病院、済生会川俣病院の3医療機関となっており、その他に受け入れが可能な医療機関は無い状況です。

現在、市では市民の皆様が医療機関を受診する場を確保するため、休日・祝日の対応として、伊達医師会と連携した「休日当番医制」を取っています。さらに、伊達地方病院群輪番制協議会（救急告示病院である北福島医療センター、公立藤田総合病院、済生会川俣病院の3医療機関で構成）と連携し、休日及び夜間における救急医療の充実を図っております。

また、令和元年6月からは、福島市救急医療病院群輪番制運営協議会と伊達地方病院群輪番制協議会が協定を結び、救急搬送や救急医療の広域的な受け入れや連携の強化を図っているところです。

市として、引き続き市民の皆様が安心して受診する場を確保するため、医療機関との連携により、地域医療体制の充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

(担当：健康推進課)

●各地域にランニングマシンなどを導入すれば、市民の健康増進に繋がるのではないかと

伊達市では、現在健康づくりのための運動事業として、各地域（旧町単位）で40歳以上の市民を対象とした生活習慣病予防のための「健康運動教室」と、65歳以上の市民を対象とした介護予防のための「高齢者筋力トレーニング 元気クラブ」を実施しており、ランニングマシンやエアロバイク、筋力トレーニングマシンなどを使った運動メニューが組み込まれております。

また、伊達ふれあいセンター内に設置している「健康増進室」では、各種トレーニングマシンを、一定時間自由に利用することができるようになっています。

これらの中から、ご自分の生活スタイルや目的にあった運動事業をお選びいただき、健康づくりにご活用いただきますようお願い申し上げます。

(担当：健幸都市づくり課)

●セントクリニックの閉院でこれから出産する人が困る。伊達市内に参加を作ってほしい。

市といたしましても市内唯一の産科の医療機関として支援等を行ってまいりましたが、閉院となったことについて、大変残念に思っております。

閉院の決定は、出産件数の減少等により病院経営が厳しい環境となったことなどから、苦渋の決断であったと伺っております。

今後、近隣の医療機関をご利用いただくこととなりますが、妊娠中の方には、不安なく出産に臨めるよう伊達市のネウボラ保健師が訪問し、気軽に相談できるサービスをより充実してまいります。

少子化や医師不足等により、産科の医療機関設置は全国的に厳しい状況ではありますが、伊達市といたしましても地域医療の確保に向け、関係機関と連携しながら進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

(担当：健康推進課)

●介護保険料の今後10年間の金額の推移について教えてほしい。

介護保険料は「介護保険事業計画」により3年毎に決定することとなっております。現在の「第7

期介護保険事業計画」では、2018年度から2020年度までの介護保険料を定めており、年額76,540円を基準としまして、基準額×0.50（38,270円）の第1段階から基準額×1.90（145,420円）の第10段階まで所得によりまして10段階に分かれて決定されております。

次期「第8期介護保険事業計画（2021年度から2023年度）」につきましては、令和2年度に計画策定委員会の審議などを経て策定されます。

どの程度の増額になるかはこれからの推計となりますが、当面介護保険認定率の高い後期高齢者は増加していくものと思われますので、ある程度の増額が予想されます。今後の対策として、介護予防事業の推進や介護給付費準備基金の積立金活用などにより増額を緩和していくとともに、第1段階から第3段階の低所得者対策として公費負担により介護保険料軽減措置を実施してまいります。

（担当：高齢福祉課）

### ●介護の1割負担が非常に重い。

介護保険については、40歳以上の皆さんが加入者となって保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護サービスを利用できる制度となります。

また、障がいのある人への支援を定めた法律である「障害者総合支援法」では、サービス内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先することになっています。

このため、高齢で障がいのある方が介護保険サービスを利用する場合には、ご利用者様の負担が新たに生じてしまうこととなります。

このように、社会保障制度においては保険優先の考え方が原則となりますので、ご理解、ご了承いただきますようお願いいたします。

（担当：高齢福祉課）

### ●納税の催告通知書の納付期限までにどうしてもできない。生活が苦しいのに差し押さえるのか。

「催告通知書」については、市税等に滞納のある方全員を対象に送付しており、分納を約束している方へも残高確認のために送付しているところです。

お手紙の中では、「分納している」とのことですので、毎月の分納を継続していただければ差押えとなることはありません。

ただ、体調が悪く思うように働けないなど、納税できない状況が生じた場合は、分納額の見直しが必要と思われますので、遠慮せずに収納課までご相談ください。

（担当：収納課）